

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市道の駅条例(平成17年条例第239号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例第2条に規定する施設(以下「道の駅」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の基準)

第2条 市長は、使用許可の申請を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れがあるとき。
- (2) 道の駅の施設又は設備を損傷する恐れがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があるとき。

(使用の許可等)

第3条 条例第6条の規定により道の駅の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、道の駅使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、使用の許可の可否を決定したときは、道の駅使用許可決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用の変更等の届出)

第4条 前条の規定により許可を受けた者は、施設の使用を取りやめ、又は変更しようとするときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(設備等の設置の承認等)

第5条 条例第6条の使用の許可を受けた道の駅の施設に、特別な設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その使用の終了後速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第6条 道の駅を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 使用の許可が必要とされている道の駅の施設を許可なしに使用しないこと。
- (5) 許可なしに物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) 道の駅の施設に特別な設備、装飾をしないこと(第5条第1項の規定により市長の承認を受けて行う場合を除く。)
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、道の駅の管理上必要な係員の指示に従うこと。

(利用料金の承認等)

第7条 条例第13条の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金を定めるときは、指定管理者は道の駅利用料金承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、道の駅利用料金承認書(様式第4号)により、指定管理者に通知するものとする。

3 道の駅の利用料金を変更するときは、前2項の規定の例によるものとする。

4 利用料金の減免基準を定めるときは、指定管理者は道の駅利用料金減免承認申請書(様式第5号)により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、道の駅利用料金減免承認書(様式第6号)により、指定管理者に通知するものとする。

(読み替え)

第8条 条例第13条の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、様式第1号及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「宍粟市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(公告等)

第9条 市長は、第7条の規定により利用料金及び利用料金の減免を承認したときは、公告するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは利用料金及び減免基準を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、道の駅の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の廃止)

2 宍粟市道の駅「山崎」管理規則(平成17年宍粟市規則第112号)、宍粟市道の駅「播磨いちのみや」管理規則(平成17年宍粟市規則第113号)、宍粟市道の駅「みなみ波賀」等施設管理規則(平成17年宍粟市規則第114号)及び宍粟市道の駅「ちくさ」管理規則(平成17年宍粟市規則第115号)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、現に廃止前の宍粟市道の駅「みなみ波賀」等施設管理規則(平成17年宍粟市規則第114号)第2条、第3条及び第4条の規定によりなされた利用料金の承認及び利用料金の減免基準は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この規則の施行の日の前日までに、現に廃止前の宍粟市道の駅「山崎」管理規則(平成17年宍粟市規則第112号)、宍粟市道の駅「播磨いちのみや」管理規則(平成17年宍粟市規則第113号)、及び宍粟市道の駅「ちくさ」管理規則(平成17年宍粟市規則第115号)の規定によりなされた処分、手続、その他行為については、平成18年9月1日(同日前に[地方自治法第244条の2第3項](#)の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日)までの間は、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

道の駅使用許可申請書

年 月 日

宍粟市長 様

使用責任者 住 所 (法人にあつては、その所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者名)

印

電 話 ()

次のとおり道の駅の施設を使用したいので、宍粟市道の駅管理規則第3条の規定に基づき申請します。

使用目的				
使用日時	年	月	日	午前 時 分から 午後 時 分まで
使用施設				
使用予定 人 員				
使 用 料				
連 絡 先	氏 名		電話番号	()

様式第2号(第3条関係)

道の駅使用許可決定書

年 月 日

様

宍粟市長 印

次のとおり道の駅の施設の使用について許可します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
使用施設	
使用予定 人 員	
使 用 料	
そ の 他	

様式第3号(第7条関係)

道の駅利用料金承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ㊟

道の駅等利用料金を下記のとおりとしたいので、宍粟市道の駅管理規則第7条の規定に基づき承認を申請します。

記

宍粟市道の駅利用料金

様式第4号(第7条関係)

道の駅利用料金承認書

年 月 日

指定管理者名
代表者 様

宍粟市長 謹

年 月 日付けで申請のありました道の駅利用料金については、
承認します。

様式第5号(第7条関係)

道の駅利用料金減免承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ㊟

道の駅利用料金の減免について下記のとおりとしたいので、宍粟市道の駅管理規則第7条の規定に基づき承認を申請します。

記

宍粟市道の駅利用料金減免基準

1 免除するもの

(1)

(2)

2 減額するもの

利用料金減額 %

様式第6号(第7条関係)

道の駅利用料金減免承認書

年 月 日

指定管理者名
代表者 様

宍粟市長 謹

年 月 日付けで申請のありました道の駅利用料金の減免については、承認します。